

京都市告示第115号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成26年4月24日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
長田 充正	ながた接骨院	北区鷹峯藤林町6-419	平成26年3月 10日
安高 祐司	あだか鍼灸整骨院	中京区河原町通夷川下る指物町 339	平成26年3月 17日
片岡 賢一	ほねつぎ賢心	中京区西ノ京東中合町56番地 パレット御池1F	平成26年3月 6日
木村 卓郎	治療院・訪問マッサー ジゅりかご	伏見区向島二ノ丸町68-25 9	平成26年3月 19日
安達 正泰	永田東洋鍼灸整骨院	伏見区東町212-1 ツイン ズスクエアウエスト1F	平成26年1月 6日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)